

学生の懲戒処分に関する規程

運営委員会

平成25年3月6日制定

(目的)

第1条 本規程は愛知東邦大学学則第43条の規定に基づき、学生の懲戒処分の適正と公正を図るために必要な事項を定める。

第2条

(削除)

第3条

(削除)

(停学の区分)

第4条 停学は、予め期間を定めた有期停学と期間を定めない無期停学に区分する。

(懲戒処分の対象と基準)

第5条 懲戒処分の対象と基準は別表1のとおりとする。

2 懲戒対象となる行為を重ねて行なった場合は、その行為に対する処分より重い処分とすることができる。

(試験等において不正行為を行った者への対応)

第6条 試験等において不正行為を行った者に対しては、別表1の基準を適用するほか、当該学期における平常点評価を除く全科目の成績を評価しない。

(懲戒対象行為の届出)

第7条 懲戒対象行為を行った学生（以下「当該学生」という）の所属する学部長は、懲戒対象行為を確認したとき、懲戒処分報告書により速やかに学長に報告するものとする。

(懲戒委員会)

第8条 当該学生が所属する学部長は、報告後7日以内に懲戒委員会を招集し議長となる。

2 懲戒委員会は、当該学生が所属する学部長ならびに学科長、別表1に定める所管委員の委員長および職員で構成する。

(手続き)

第9条 懲戒委員会は、事実関係の調査に当たっては、当該学生に対し、口頭または書面による意見表明の機会を与えなければならない。

2 当該学生に口頭または書面による弁明の機会を与えたにもかかわらず、正当な理由なく欠席し、又は文書を提出しなかった場合には、当該権利を放棄したものとみなす。

3 懲戒委員会は、事実関係の調査において必要と認めるときは、参考人の意見聴取を行うことができる。

4 懲戒委員会の開催にあたっては必ず議事録を作成するものとする。議事録は、委員会委員

によって作成されなくてはならず、内容を確認した上で委員全員が署名しなければならない。
なお、議事録は委員全員の署名を含めて、当該学生に審議の内容を通知する前までには作成
されていなければならない。

(懲戒処分の決定)

第10条 懲戒委員会は、懲戒処分について、当該学生が所属する学部教授会に提案しなければ
ならない。

- 2 懲戒処分は、当該学生が所属する学部教授会の意見を聞き経て学長が行う。
- 3 懲戒処分の起算日は、学長が決定した日とする。
- 4 当該学生が所属する学部長は、学長により懲戒処分が決定されるまでの期間、当該学生を
自宅謹慎とすることができる。
- 5 学長は、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に自主退学の願出があった場
合、この願出を受理しないものとする。

(懲戒処分の告知)

第11条 学長は、懲戒処分の決定をしたとき、起算日より3日以内に当該学生および保証人に
対して懲戒処分通知書の交付をもって懲戒処分を行う。

(懲戒処分の公表)

第12条 学長は、懲戒処分の決定をしたとき、当該学生の学籍番号、氏名ならびに懲戒処分の
内容および事由を学内の掲示板に掲示することにより公表するものとする。

- 2 前項の掲示期間は、処分決定の日から10日間とする。

(異議申し立て手続き)

第13条 当該学生は、第11条の規定による通知を受けた場合において、その内容に不服があ
るときは、異議申し立てをすることができる。

- 2 異議申し立ては、前条による公表日の翌日から起算して14日以内に当該学生の所属する
学部長を通じて学長に対してこれを行わなければならない。
- 3 前項の申し立てがあった場合には、当該学生の所属する学部長は、遅滞なく学長に報告し
なければならない。
- 4 異議申し立てがなされた場合には、学長は直ちに異議申立判定委員会（以下、判定委員会）
を設置しなければならない。なお、判定委員会の委員は学長の任命により決定する。
- 5 判定委員会は、懲戒委員会の委員として当該手続きに参加していない者で構成されなけれ
ばならない。
- 6 判定委員会は、異議申し立てが第2項に定める期間を経過してなされた場合には、当該異
議申し立てを却下する決定をしなければならない。ただし、申立て期間を経過してなされた
ことにつき正当な理由があるときこの限りではない。
- 7 判定委員会は、異議申立ての理由が明らかに不当であると認められる場合には、当該異議
申立てを棄却する決定をし、速やかに学長に報告しなければならない。
- 8 判定委員会は、異議申し立てに正当な理由がある場合で再度の調査が必要であるとの判断

に至った場合には、14日以内の期間を定めて再度の調査を実施することを学長に求め、学長の指示のもとに再調査することができる。なお、当該調査の手続きに関しては第9条の規定を準用する。

(再審議)

第14条 再審議に基づく処分に関する決定は、当該学生が所属する学部教授会の意見を聞いて学長が行う。

2 再審議により処分を変更する場合の起算日は、学長が決定した日とする。

(無期停学処分の解除)

第15条 学部長は、無期停学処分を受けた学生について、その処分を解除することが適切であると認めるとき、当該学生が所属する学部教授会に提案しなければならない。

2 無期停学処分の解除は、当該学生が所属する学部教授会の意見を聞いて学長が行う。

3 無期停学処分の解除日は、特に指定された日がない場合、学長が決定した日とする。

4 学長は、無期停学処分の解除を決定したとき、当該学生に対して無期停学処分解除通知書の交付をもって当該処分を解除するものとする。

(懲戒処分に関する記録)

第16条 懲戒処分に関する記録は、学籍簿に記載する。ただし、成績証明書及び進学・就職に係る推薦書等には懲戒の有無、又はその内容を記載しないものとする。

(附記)

第17条 本規程を適正に運用するため、別に運用細則を定める。

附則

1 本規程は平成25年4月1日から施行する。

2 この規程の施行により、全学協議会制定による「自動車通学等に関わる罰則」、「喫煙やゴミ等のマナーに関わる規則・罰則」、「試験中の不正行為等に関する懲戒規程」を廃止する。

3 本規程は、改正(第2条、第3条、第5条、第15条、別表1)により平成26年4月1日から施行する。

4 この規程は、改正(第10条、第14条、第15条)により平成27年4月1日から施行する。

5 この規程は、平成27年4月1日付けの組織改編に伴い制定権限が運営委員会に変更され、制定機関を運営委員会に変更し適用する。

別表1（第5条関係）懲戒処分の対象と基準

	事 例	懲 戒	所管委員会
犯 罪 行 為	殺人、強盗、強姦、誘拐、放火などの凶悪な犯罪行為	退学	学生委員会
	傷害、窃盗、恐喝、詐欺行為などの犯罪行為	退学、停学又は戒告	〃
	薬物犯罪（薬物の売買又はその仲介、薬物の自己使用等）	退学又は停学	〃
	ストーカー犯罪	退学、停学又は戒告	〃
交 通 事 件	悪質又は危険な運転による重度な人身事故（死亡又は重度な後遺症を残す事故）	退学又は停学	〃
	悪質又は危険な運転による人身事故及び物損事故	停学又は戒告	〃
	悪質又は危険な運転	停学又は戒告	〃
	ひき逃げ	退学又は停学	〃
	その他本人に責のある交通事件	停学又は戒告	〃
そ の 他	本学が実施する試験等における不正行為等	退学、停学又は戒告	教務委員会
	コンピュータ及びネットワークの不正使用等で悪質な場合又は不適切な使用	退学、停学又は戒告	学生委員会
	違法、迷惑駐車	停学又は戒告	〃
	喫煙やごみ等のマナーに反する行為	停学又は戒告	〃
	本学の規則に反する行為、又は学生の本分に反した行為	退学、停学又は戒告	〃

1. 本表は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定その他必要な事項を掲げるものである。

具体的な量定の決定に当たっては、

- (1) 懲戒対象行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- (2) 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- (3) 他の学生及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- (4) 過去に懲戒対象行為を行っているか

等のほか、適宜日頃の態度や懲戒対象行為後の対応等も含め総合的に考慮の上、判断するものとする。個別の事案の内容によっては、標準的に掲げる量定以外とすることもあり得るところである。なお、事例に掲げられていない行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては事例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

2. 本表の退学は、学則第43条第3項に相当するとみなされるものに適用する。
3. ストーカー犯罪とは、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）」に規定する犯罪をいう。
4. コンピュータ及びネットワークの不正使用における悪質な場合とは、成績原簿等の公文書及び私文書の改ざん等を目的とした電子情報機器への不正アクセス、外部システムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、コンピュータウイルスの意図的な持ち込み等をいう。また、不適切な使用とは、著作権・特許権等の知的財産権の侵害、嫌がらせメール等をいう。
5. 交通事故における悪質又は危険な運転とは、「道路交通法（昭和35年法律第105号）」に規定される酒酔い運転、酒気帯び運転、麻薬等運転、共同危険行為、過労運転、無免許運転等をいう。